

## 福祉のまちづくり検討小委員会設置要綱

### (設置)

第1条 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）及び福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の検討を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の部会として、福祉のまちづくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例施行規則の検討を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくり施策の推進に関する重要事項に関すること。

### (委員長)

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

- 2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

### (会議の招集等)

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月23日から施行する。

### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

### (招集の特例)

- 3 施行日以降最初に開かれる小委員会は、第4条により準用されるまちづくり審議会運営規程第6条第1項の規定にかかわらず、兵庫県まちづくり部次長が招集する。